

人権尊重のまちづくりをめざして

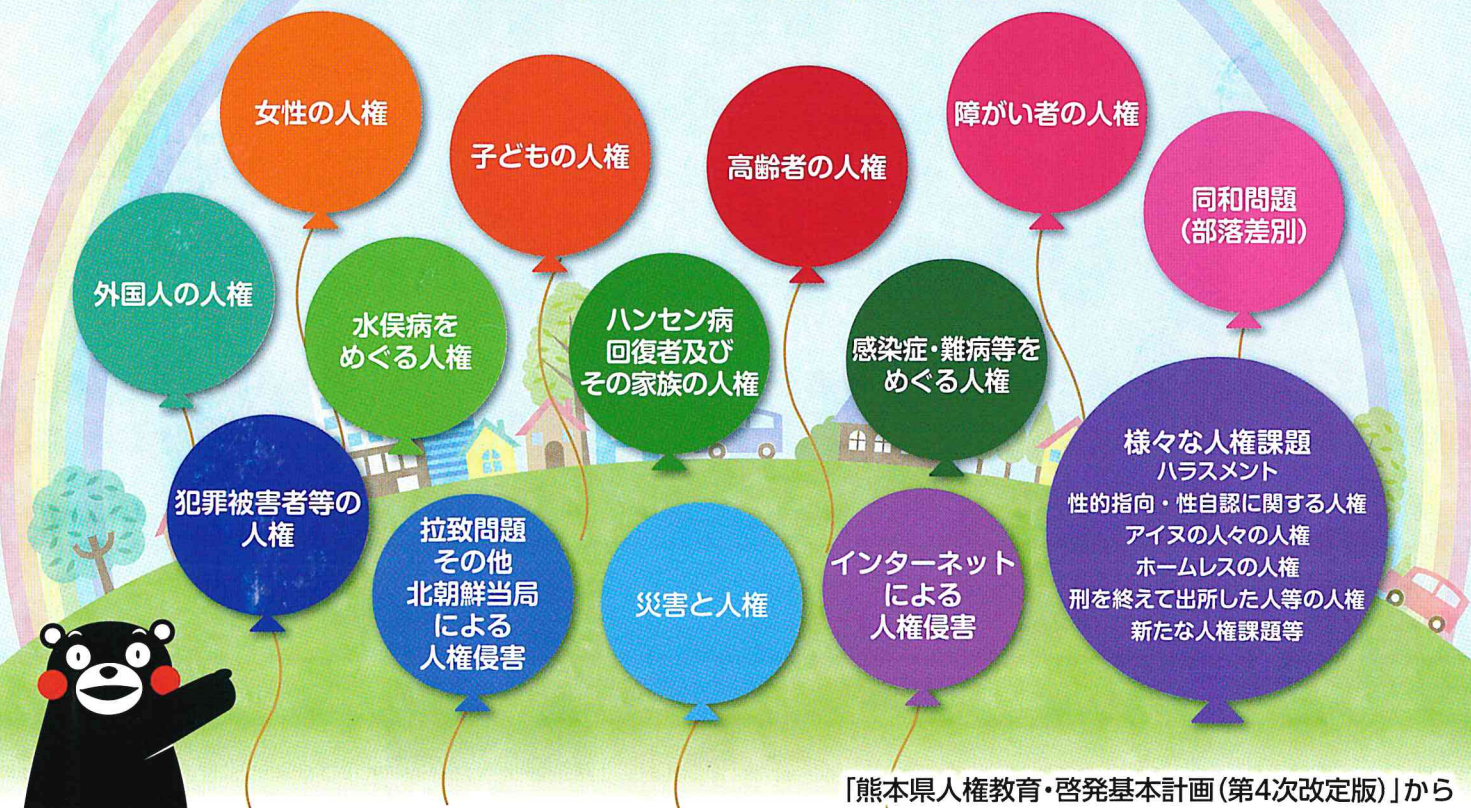
県民一人一人に人権尊重の意識が根付き、
全ての人の基本的人権が尊重・保障され、
誰もが幸せに安心して自分らしく生きることができる社会。
そんな社会をつくるために、あなたの力が必要です。
自己実現と幸福追求が満たされる
「人権尊重のまち」を築き上げていきましょう。



熊本県人権啓発キャラクター コッコロ

私たちの身の回りにおける様々な人権課題について

人権の重要課題



「熊本県人権教育・啓発基本計画(第4次改定版)」から



©2010熊本県くまモン

「人権教育の推進に向けて」リーフレット



2030年に向けて
世界が合意した
「持続可能な開発目標」です



SDGsは「誰一人取り残さない」社会を実現することを普遍的なテーマとしています。その理念に沿った持続可能なまちづくりや地域活性化を進めるためには、根底に「人権の尊重」があることが重要です。「誰一人取り残さない」ためのあなたの行動目標を考えてみましょう。

令和5年(2023年)3月
熊本県教育委員会

私たち一人一人は、個人として尊重される存在なのです。



条例で確認しましょう

熊本県部落差別の解消の推進に関する条例

(令和2年(2020年)6月施行)

第2条 基本理念

部落差別の解消の推進に関する施策は、全ての県民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する県民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

第5条 教育及び啓発

県は、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえて、地域の実情に応じ、部落差別の解消を推進するために必要な教育及び啓発を行うものとする。

第7条 県民及び事業者の責務

県民及び事業者は、この条例の精神を尊重し、自ら啓発に努めるとともに、県が実施する施策に協力する責務を有する。

第2項の概要

- ①同和地区の所在が書いてある図書や地図等の提供をしてはいけません。
- ②同和地区であるか否かを他者に教えたり、広めたりしてはいけません。
- ③結婚や就職に際して、その人やその親族の住んでいる又は住んでいたところが同和地区にあるか否かについて調査を依頼してはいけません。
- ④その他、同和地区に住んでいること又は住んでいたことを理由に、結婚及び就職に際しての差別事象の発生につながるおそれのある行為をしてはいけません。

私たち一人一人が、部落差別について正しく理解するとともに、自分の問題として捉え、具体的な行動につなげていきましょう。



「熊本県部落差別の解消の推進に関する条例」チラシ



条例チラシ

